

# いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会

2014年2月1日 第353号  
〒173-0005 板橋区仲宿54番10号  
電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133  
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/004/004325.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html)

## 今号のトピックス

- 1 板橋環境管理研究会 見学研修会
- 2 改正省エネ法の施行のための省令等の公布
- 3 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の制定
- 4 板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権

## 板橋環境管理研究会 見学研修会

### 東京スカイツリー「地区地域冷暖房システム」見学会

今年度、板橋環境管理研究会では、東京スカイツリーの地下にある高効率冷暖房システムの見学会を実施致します。

スカイツリーの地区地域冷暖房システムは、国内地域冷暖房システムで初めて地中熱利用システムが導入されています。また、世界最高水準の高効率熱源機器と夜間電力を有効活用する大容量水蓄熱槽の設置によって、エネルギー消費量、CO<sub>2</sub>排出量を大幅削減し、国内トップレベルの省エネ・省CO<sub>2</sub>を達成しているシステムです。

※本研修会は板橋環境管理研究会会員の方を対象としています。

1. 日程:平成26年2月19日(水)
2. 見学先:東京スカイツリー地下高効率冷暖房システム(東京都墨田区押上1-1-2)
3. 費用:2,000円
4. 定員:35人(先着順)
5. 申込・問合せ:  
板橋環境管理研究会 猪飼  
電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133



スカイツリー地下冷暖房システム



東京スカイツリー

# 改正省エネ法の施行のための省令等の公布

平成25年12月27日、先の通常国会において成立した「改正省エネ法」を施行し、新たな評価指標の策定など、改正省エネ法に定める措置を具体化するため、関係する省令及び告示が公布されました。

## 1. 背景

先の通常国会において、業務(オフィス等)・家庭といった民生部門における省エネルギー対策を推進するため、また電力の需給の早期安定化の観点から、①トップランナー制度(※)の建築材料等への拡大、②電力ピーク対策を措置した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律」(以下「改正省エネ法」という。)が成立し、去る12月24日に改正省エネ法の施行のための政令等が閣議決定されました。

※トップランナー制度とは、製造事業者等に対し、現存する最も効率の良い製品を基に設定した目標年(3～10年程度先)における基準(トップランナー基準)を満たすことを求める制度。

<公布された省令及び告示>

- エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(省エネ法施行規則の改正)
- 断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(断熱材判断基準等)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示(工場等判断基準等の改正)
- 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(工場等指針)
- 荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(荷主指針)等

## 2. 省エネ法施行規則の改正等の概要

### (1) 省エネ法施行規則の一部改正について

- ①事業者が取り組んだ電力ピーク対策を報告できるよう定期報告書の様式を変更しました。
- ②電気事業者が需要家の求めに応じて、開示する情報を一定時間毎の電気使用量とし、開示方法をインターネットや書面などとすることを決めました。

### (2) 断熱材判断基準等について

建築材料のトップランナー制度の対象に新たに指定した「断熱材」について、目標年度、目標基準値等を決めました。

### (3) 工場等判断基準等の改正について

前年度からの節電分を大きく評価することができるエネルギー消費原単位を新たに追加しました。

### (4) 工場等指針及び荷主指針について

工場・事業場及び荷主における電力ピーク対策の適切かつ有効な実施を図るため、事業者が取り組むべき措置に関する指針を決めました。

(経済産業省ホームページより)

<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131227001/20131227001.html>

## 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の制定

平成25年6月21日に公布された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第60号)の施行に伴う関係省令の整備に関する省令が、平成25年12月19日に公布され、平成25年12月20日から施行されました。

### 1. 改正の趣旨

平成25年6月に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第60号。以下「整備法」という。)が施行され、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)について、環境省令で定めるところにより放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況を常時監視することとする等の改正が行われた。

また、平成25年12月6日に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成25年政令第337号)が公布され、所要の規定の整備が行われたところである。

以上のことから、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)及び水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)を改正し、放射性物質に係る常時監視に関する規定の追加等の所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2. 改正の概要

(1)大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)及び水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)について

- 大気汚染防止法第22条第3項及び水質汚濁防止法第15条第3項に基づき環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況の常時監視について、監視の対象となる放射性物質及び監視の方法を定める。
- その他整備法により大気汚染防止法及び水質汚濁防止法において省令で定めるとされた事項につき、所要の規定の整備を行う。

(2)環境省組織規則(平成13年環境省令第1号)について

- 水・大気環境局土壤環境課地下水・地盤環境室の事務に、放射性物質に係る環境の状況(地下水の水質の汚濁の状況に限る。)の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事務を追加する。

### 3. 施行日

平成25年12月20日

(環境省ホームページより)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17511>

# 板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権

板橋区では、「ごみ拾い選手権」を開催します。このイベントは、「チームでごみを拾い、その成果で他と競い合う」ことで、楽しみながら板橋のまち美化を実現する、というものです。

## 1. 大会概要

- 【開催日】 2月22日(土) 9時30分～12時30分(予定) ※荒天中止
- 【集合場所】 高島平四丁目集会所
- 【実施範囲】 都営三田線 西高島平駅・新高島平駅 周辺
- 【参加費】 無料
- 【募集チーム数】 10チーム
- 【応募要件】 4名以内のチーム(年齢・性別不問、区内に在住・在勤・在学の方)  
※小学生以下の参加者は、チームに18歳以上の方を最低1名、必ず入れてください。
- 【応募方法】 下記ホームページ内の「申込書」に記入のうえ、下記申込み先まで直接お持ち込みいただくか、郵送・FAX・Eメールで送付ください。
- 【申込期限】 2月7日(金)まで(必着)
- 【協賛】 一般社団法人 日本スポーツ GOMI 拾い連盟
- 【協力】 日本たばこ産業(株) 東京支店

## 2. 申込み・問合せ先

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1

板橋区資源環境部環境課環境美化担当(区役所6階③窓口)

電話:03-3579-2597 FAX:03-3579-2589 Eメール:[s-bika@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:s-bika@city.itabashi.tokyo.jp)

ホームページ:[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_event/058/058555.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_event/058/058555.html)

※その他注意事項等につきましてはホームページ内の申込書をご覧ください。



## 集合場所

(高島平四丁目集会所)

※ 新高島平駅出口より  
徒歩5分程度です

会場へは、徒歩または  
公共交通機関でお  
越してください。